

# 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例概要

## 1 制定の趣旨

改正社会福祉法により、令和2年4月1日から第2種社会福祉事業である無料低額宿泊所の規制が強化されることに伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を県条例で定めるものである。

## 2 条例の概要

条例制定に内容は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）をもとに、下記のとおりとする。

区分	基準の内容	
	国基準	県基準
総則	趣旨、範囲	国基準どおり
基本方針	基本方針	国基準どおり
設備及び運営に関する基準	一般原則、職員の資格要件、非常災害対策、規模、設備の基準、職員配置の基準、秘密保持、苦情対応、事故発生時の対応 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常災害対策 「山口県地域防災計画」及び「要配慮者支援マニュアル策定ガイドライン」を踏まえ、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等について上乗せ</li><li>・事故の防止 他の社会福祉施設の基準条例を踏まえ、事故の防止について上乗せ</li><li>・上記以外 国基準どおり (具体的な数値や運営方法は規則で規定)</li></ul>

## 3 施行期日

令和2年4月1日

ただし、第14条の規定（サテライト型住居の設置に係る規定）については、令和4年4月1日から施行する。